

農地所有適格法人報告書

美郷町農業委員会会長 様

法人の事業年度終了後、3か月
以内に提出してください。

令和 年 月 日

事務所の所在地 美郷町土崎字上野乙170番地10
 名称及び 農事組合法人ファームみさと
 代表者氏名 代表理事 美郷太郎
 電話番号 〇〇〇〇-△△-□□□□

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	農事組合法人ファームみさと 代表理事 美郷太郎	
主たる事務所の所在地	美郷町土崎字上野乙170番地10	
経営面積 (ha)	所有地の有無	有 ・ 無
	田	25.0
	畑	0.5
	採草放牧地	
法人形態 注1	農事組合法人	

注1：農事組合法人、株式会社、合同会社等を記載。

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業 の内容
	生産する農畜産物 注2	関連事業等の内容 注3	
実績	米、大豆、野菜	農作業受託 加工品製造販売	注：農事組合法人は農業のみ。 株式会社等で他にあれば 記入してください。
翌事業年度の計画	米、大豆、野菜	農作業受託 加工品製造販売	

注2：法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載。
 なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの
 農畜産物の名称を記載。

注3：関連事業等に該当する内容
 (記載要領)の1の(1)から(3)を参考に記載。

(2) 売上高

単位：円

年度	農業 注4	左記農業に該当しない事業 注5
報告対象年度の2年前(実績)	30,052,356円	
報告対象年度の1年前(実績)	29,125,538円	
報告対象年度(実績)	32,230,114円	
翌事業年度の計画	33,000,000円	

注4：農事組合法人は農業のみ（農業協同組合法の規定により、農業及び附帯事業に限定）

注5：「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載。
農業（農業関連事業を含む）の売上高が、総売上高の過半（半分を超える）かどうかの確認。

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
				株主総会	種類株主総会 注6	農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数 注7		
						権利の種類	面積	直近実績	翌事業年度の計画	
美郷太郎	土崎字上野乙170-10	日本		1		賃借権	20,000	250日	250日	全作業委託
農地耕作	土崎字上野乙170-20	日本		1		賃借権	12,000	200日	250日	
農業好男	土崎字上野乙170-30	日本		1		賃借権	10,000	180日	180日	
千畑一郎	土崎字上野乙170-40	日本		1		賃借権	9,000	180日	250日	
六郷二郎	六郷字安楽寺122	日本		1				250日	60日	
仙南三郎	飯詰字北中島37-1	日本		1				60日	60日	
千畑一子	土崎字上野乙170-35	日本		1		賃借権	7,000	150日	60日	
六郷二子	六郷字安楽寺123	日本		1		賃借権	5,300	100日	60日	
仙南三子	飯詰字北中島37-2	日本		1		賃借権	3,000	60日	30日	
注：別紙でもよいが全組員を記入する				農事組合法人は一人一議決権 株式会社は株数						

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 1,430 日

注6：会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合には、その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会における議決権の数を記載。

注7：農業への年間従事日数には、その法人が農業（関連事業等も含む）を行った日数のうち、その者が当該事業に参画・関与した日数を記載。なお、労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれます。

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

また、法人が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第16条の5に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称に○を付してください。
- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 7 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

8 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4の（2）については、4の（1）の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。